

支部規程

公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会

平成 29 年 5 月 19 日施行

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下、「この法人」という。）の支部に関する事項を定めることを目的とする。

(支部の設立・解散)

第2条 支部の設立及び解散は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(支部の活動)

第3条 支部は、本部及び当該支部の担当地域の協力団体と連携して、以下に定める事項の活動を行う。

- (1) 本部が作成した印刷物の配布等によるこの法人の事業の周知活動
- (2) 国及び地方公共団体等が組織する協議会等への参画
- 2 支部の活動は、前項に規定する事項に限り行うものとする。
- 3 第1項の活動に伴う費用は、原則、本部による負担又は支部による無償活動とする。

(承認の解除等)

第4条 前条第1項に規定する事項以外の活動を行った支部は、支部の承認を解除するものとする。

- 2 支部が、前条第1項に規定する事項以外の活動を行ったことにより、この法人に損害が生じた場合には、支部はその損害を負担しなければならない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会において行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年5月19日より適用する。